

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シヤカイフクシホウジンユタカフクシカイ			
法人名	社会福祉法人ゆたか福祉会			
法人所在地	〒	457-0852		
	名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3			
フリガナ	ウカワマサヒコ			
書類作成担当者	宇川賢彦			
連絡先	電話番号	052-698-7356	E-mail	ukawa@yutakahonbu.com

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

福祉・介護職員処遇改善加算
(処遇改善加算)福祉・介護職員等特定処遇改善加算
(特定加算)福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
(ベースアップ等加算)

2 賃金改善計画について<共通>

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額
- IV【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の見込額	194,541,948	円
② 賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)	205,699,539	円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	処遇改善加算	要件 I	特定加算	要件 II	ベースアップ等加算	要件 III
① 令和 5 年度の加算の見込額	127,201,248	円	33,937,392	円	33,403,308	円
② 賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a) 137,168,139	円	(b) 34,989,000	円	(c) 33,542,400	円

【記入上の注意】

- ・(a)には、処遇改善加算の算定により実施される福祉・介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・(a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← <input checked="" type="checkbox"/> 要件IV
-------------------------------------	-----------------------------------	--

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	137,168,139 円	<input checked="" type="radio"/>
② 賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)	
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()	
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 ○正規職員の賞与の増額・・・年間2.6ヶ月から3.2ヶ月に改善する。22年度より0.4ヶ月アップ、24年度より更に0.2ヶ月上乗せ ○正規職員について、基本給上限の見直しと合わせて昇給額の改定(平均4,000円)平成26年度以降も昇給○非正規パート職員の定期的な昇給・時間単価の引上げについてガイドラインを設定して引上げる。○資格手当(介護福祉士・社会福祉士)・運転手当(トリス)の新設・・・平成21年度より、平成26年度よりさらに改善 平成30年より非正規も対象。介護福祉士 3000円から5000円 社会福祉士 5000円から7000円 両資格保持者の供給の新設 10000円 平成30年度より非正規職員にも拡大○非正規から正規雇用へ限定正社員制度の導入・・・平成29年度より ○賃金の改善を行う職種は 正規・非正規ともに 生活支援員 職業指導員 ホームヘルパー 世話人 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 20 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

(2) キャリアパス要件

・ 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所の場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること ●採用時…初任者研修 年間 5回 延10日の研修。●2年目…外部研修への積極的な派遣●3年目…3年目研修 レポート報告 ●5年目…5年目研修…職場での取り組みを報告、制度論・実践論などの講義●主任研修…登用後2年間の継続研修●強度行動障害研修を法人として主催、法人内各事業所の職員の研修受講を支援。 ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること ●介護職員初任者研修を法人独自で企画、一定時間の勤務保障と受講料を援助 ●介護福祉士実務者研修を民間業者と協力して、法人内の会場で開催(通信とスクーリング)今年で3年目の開催を予定。 ●資格取得者にお祝い金を支給	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	34,989,000 円	要件V	要件VI
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
(ア) 特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(イ) 一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	70.0 人	278.7 人	人
(ウ) 特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	4.8 :	2.7 :	2.5
(エ) 要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	12,858 円	7,233 円	6,697 円
(オ) 配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(10,800,562 円)	(24,188,438 円)	(0 円)
(カ) BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入		243,150 円	225,981 円
(キ) 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)		4,350,000 円 ←	要件VII
(ク) 経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		55 人 ←	要件VII
(ケ) 本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数		46 か所 ←	
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由			
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()			

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)	
経験・技能のある障害福祉人材(A)の考え方	経験・技能のある障害福祉人材は、正規職員で当法人での経験が10年以上であり、社会福祉士、精神福祉士、介護福祉士、保育士、教員免許、社会福祉主事の資格のある者の他、サービス管理責任者、サービス提供責任者、また、相談支援専門員研修、強度行動障害研修、ジョブコーチ養成研修の受講者(今年度受講含む)	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。 ④の経験・技能のある障害福祉人材には、月額11,000円の処遇改善手当を支給する。⑤の「他の障害福祉人材」の内、正規職員には8,000円の処遇改善手当を支給する。非正規職員は昨年度からの継続で全員時間給を30円引上げる。(常勤換算で月額約5,000円)・⑥の「その他の職種」の配分は、平均賃金が⑤の「他の障害福祉人材」より低い為、⑤の「他の障害福祉人材」と同じ配分方法とし、正規職員は、処遇改善手当として8,000円支給する。非正規職員は昨年度からの継続で全員時間給を30円引上げる。(常勤換算で月額約5,000円) ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 元 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

(3) 見える化要件について

- ・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他()

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

- ・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- Ⅹ 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)		33,542,400 円		
②ベースアップ等による賃金改善の見込額				
福祉・介護職員	i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	27,992,400 円		← <input checked="" type="radio"/> 要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	27,992,400 円 (2,332,700 円)	(100.00) %	
その他の職種	ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	5,550,000 円		← <input checked="" type="radio"/> 要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	5,550,000 円 (462,500 円)	(100.00) %	

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)				<input checked="" type="radio"/>
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)	
	上記以外(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。				
正規職員は月額6,500円処遇改善手当を増額し、特定処遇改善加算を財源とする手当のと合わせ、経験技能のある職員は17,500円、その他の職員は14,500円の処遇改善手当とする。非正規職員で固定給の職員は正規職員に準じて、処遇改善手当の増額として6,500円、特定処遇改善加算を財源とする手当と合わせて、11,500円の処遇改善手当を支給する。時間給の職員は基本給を40円引き上げて支給する。特定処遇改善加算を財源とした30円の引上げと合わせて70円を引上げて支給することになる。					
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	令和 4 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)				

6 職場環境等要件について〈処遇改善加算・特定加算〉

【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず**全て**にチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の**6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと**。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。
※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	<input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 <small>※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。</small>	
理由:	

7 要件を満たすことの確認・証明〈共通〉

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 4 月 14 日 法人名 社会福祉法人ゆたか福祉会
 代表者 職名 理事長 氏名 鈴木 清覺

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について<共通>		
	処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
(2)	特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
	ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	○

3 処遇改善加算の要件について		
(1)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること	○
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること	○
(2)	具体的な取組内容が記入・選択されていること	○
	処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること	○
	具体的な仕組みの内容が選択されていること	○

4 特定加算の要件について		
	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	○
	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること	○
(1)	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	○
	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	○
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	○
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○
	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	○
(3)	見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	○

5 ベースアップ等加算の要件について		
(1)	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	○
	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	○
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>		
	処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	○
	特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	○

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>		
	必要な項目が全て選択されていること	○

別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人ゆたか福祉会
-----	--------------

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2(2)①に転記)	127,201,248
---	-------------

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)	(1)福祉・介護職員処遇改善加算					福祉・介護職 員処遇改善加 算の見込額 (c×d×e) [円]
			都道府県	市区町村				新規・継続の 別	算定する 福祉・介 護職員処 遇改善加 算の区分	加 算 率 (d)	算定対象月(e)		
1	2318100068	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか作業所	生活介護	7,644,500	新規	加算 I	4.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	4,036,296	
2	2318100068	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか作業所	就労継続支援B型	1,267,012	新規	加算 I	5.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	821,016	
3	2318100050	名古屋市	愛知県	名古屋市	みのり共同作業所	生活介護	6,568,869	新規	加算 I	4.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	3,468,360	
4	2318100050	名古屋市	愛知県	名古屋市	みのり共同作業所	短期入所	0	新規	加算 I	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0	
5	2318500036	名古屋市	愛知県	名古屋市	なるみ作業所	生活介護	9,496,548	新規	加算 I	4.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	5,014,176	
6	2318500036	名古屋市	愛知県	名古屋市	なるみ作業所	就労継続支援B型	768,859	新規	加算 I	5.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	498,216	
7	2318500457	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか希望の家	施設入所支援	6,746,292	新規	加算 I	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	6,962,172	
8	2318500457	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか希望の家	障害者支援施設:生活介護	14,342,059	新規	加算 I	6.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	10,498,380	
9	2318500457	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか希望の家	短期入所	967,299	新規	加算 I	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	998,244	
10	2311300020	名古屋市	愛知県	名古屋市	つゆはし作業所	生活介護	3,782,129	新規	加算 I	4.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,996,956	
11	2311300020	名古屋市	愛知県	名古屋市	つゆはし作業所	就労継続支援B型	1,746,140	新規	加算 I	5.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,131,492	
12	2318100019	名古屋市	愛知県	名古屋市	リサイクルみなみ作業所	就労継続支援B型	5,451,418	新規	加算 I	5.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	3,532,512	
13	2318100282	名古屋市	愛知県	名古屋市	トライズ	就労継続支援A型	2,170,022	新規	加算 I	5.7%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,484,292	
14	2318100282	名古屋市	愛知県	名古屋市	トライズ	就労継続支援B型	2,220,718	新規	加算 I	5.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,439,016	
15	2318100688	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか通勤寮	自立訓練(生活訓練)	2,143,544	新規	加算 I	6.7%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,723,404	
16	2318100043	名古屋市	愛知県	名古屋市	ふれあい共同作業所	生活介護	6,237,912	新規	加算 I	4.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	3,293,616	

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)	(1)福祉・介護職員処遇改善加算					福祉・介護職 員処遇改善加 算の見込額 (c×d×e) [円]
			都道府県	市区町村				新規・継続の 別	算定する 福祉・介 護職員処 遇改善加 算の区分	加 算 率 (d)	算定対象月(e)		
17	2311200089	名古屋市	愛知県	名古屋市	リサイクル港作業所	就労継続支援B型	4,755,126	新規	加算Ⅰ	5.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	3,081,312	
18	2311200907	名古屋市	愛知県	名古屋市	みらいろ	生活介護	3,349,572	新規	加算Ⅰ	4.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,768,572	
19	2311200907	名古屋市	愛知県	名古屋市	みらいろ	短期入所	0	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0	
20	2328100066	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所みなみ	共同生活援助(介護サー ビス包括型)	7,094,900	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	7,321,932	
21	2328100058	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所みどり	共同生活援助(介護サー ビス包括型)	6,703,791	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	6,918,312	
22	2318501117	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所みどり	短期入所	0	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0	
23	2321300044	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所なかがわ	共同生活援助(介護サー ビス包括型)	4,939,081	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	5,097,120	
24	2328100017	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所なるお	共同生活援助(介護サー ビス包括型)	6,539,484	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	6,748,740	
25	2328100116	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所かさでら	共同生活援助(介護サー ビス包括型)	4,733,148	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	4,884,600	
26	2321100022	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所あつた	共同生活援助(介護サー ビス包括型)	4,829,561	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	4,984,104	
27	2318100365	名古屋市	愛知県	名古屋市	ワークセンターフレンズ星崎	生活介護	2,882,719	新規	加算Ⅰ	4.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,522,068	
28	2318100365	名古屋市	愛知県	名古屋市	ワークセンターフレンズ星崎	就労継続支援B型	2,484,325	新規	加算Ⅰ	5.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,609,836	
29	2318100365	名古屋市	愛知県	名古屋市	ワークセンターフレンズ星崎	就労移行支援	392,915	新規	加算Ⅰ	6.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	301,752	
30	2318100670	名古屋市	愛知県	名古屋市	ライフサポートゆたか	居宅介護	394,337	新規	加算Ⅰ	27.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,296,576	
31	2318100670	名古屋市	愛知県	名古屋市	ライフサポートゆたか	行動援護	793,211	新規	加算Ⅰ	23.9%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,274,924	
32	2318100670	名古屋市	愛知県	名古屋市	ライフサポートゆたか	同行援護	95,259	新規	加算Ⅰ	27.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	313,200	
33	2318100670	名古屋市	愛知県	名古屋市	ライフサポートゆたか	重度訪問介護	309,472	新規	加算Ⅰ	20.0%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	742,728	
34	2318101074	名古屋市	愛知県	名古屋市	デイサービス宝南	生活介護	1,153,281	新規	加算Ⅰ	4.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	608,928	
35	2318101074	名古屋市	愛知県	名古屋市	デイサービス宝南	自立訓練(生活訓練)	0	新規	加算Ⅰ	6.7%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0	
36	2318101074	名古屋市	愛知県	名古屋市	デイサービス宝南	自立訓練(機能訓練)	0	新規	加算Ⅰ	6.7%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0	

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)	(1)福祉・介護職員処遇改善加算					福祉・介護職 員処遇改善加 算の見込額 (c×d×e) [円]
			都道府県	市区町村				新規・継続の 別	算定する 福祉・介 護職員処 遇改善加 算の区分	加 算 率 (d)	算定対象月(e)		
37	2328100215	名古屋市	愛知県	名古屋市	地域生活支援拠点事業所まーぶる	共同生活援助(日中サー ビス支援型)	6,368,070	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	6,571,848	
38	2318101264	名古屋市	愛知県	名古屋市	地域生活支援拠点事業所まーぶる	短期入所	96,700	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	99,792	
39	2310800020	愛知県	愛知県	北名古屋市	あかつき共同作業所	生活介護	5,037,615	新規	加算Ⅰ	4.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,659,860	
40	2310800152	愛知県	愛知県	北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきり ん	居宅介護	183,157	新規	加算Ⅰ	27.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	602,220	
41	2310800152	愛知県	愛知県	北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきり ん	行動援護	231,306	新規	加算Ⅰ	23.9%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	663,384	
42	2310800152	愛知県	愛知県	北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきり ん	同行援護	22,006	新規	加算Ⅰ	27.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	72,348	
43	2310800152	愛知県	愛知県	北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきり ん	重度訪問介護	243,209	新規	加算Ⅰ	20.0%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	583,692	
44	2320800028	愛知県	愛知県	北名古屋市	ゆたか生活支援事業所尾張	共同生活援助(介護サー ビス包括型)	3,125,575	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	3,225,588	
45	2315400107	愛知県	愛知県	設楽町	キラリンとーぶ	障害者支援施設:生活介 護	12,858,608	新規	加算Ⅰ	6.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	9,412,500	
46	2315400107	愛知県	愛知県	設楽町	キラリンとーぶ	施設入所支援	6,722,068	新規	加算Ⅰ	8.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	6,937,164	

別紙様式2-3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人ゆたか福祉会
-----	--------------

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2 (2)①に転記)	33,937,392
---	------------

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等を 除いた)障害福 祉サービス等報 酬総額[円](c)	(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算					福祉・介護職 員等特定処遇 改善加算の見 込額 (c×f×g) [円]
			都道府県	市区町村				新規・ 継続 の別	算定する福 祉・介護職員 等特定処遇 改善加算の 区分	加 算 率 (f)	配置等要件	算定対象月(g)	
1	2318100068	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか作業所	生活介護	7,644,500	継続	特定加算 I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,284,276
2	2318100068	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか作業所	就労継続支援B型	1,267,012	継続	特定加算 I	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	258,468
3	2318100050	名古屋市	愛知県	名古屋市	みのり共同作業所	生活介護	6,568,869	継続	特定加算 I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,103,568
4	2318100050	名古屋市	愛知県	名古屋市	みのり共同作業所	短期入所	0	継続	区分なし	2.1%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
5	2318500036	名古屋市	愛知県	名古屋市	なるみ作業所	生活介護	9,496,548	継続	特定加算 I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,595,412
6	2318500036	名古屋市	愛知県	名古屋市	なるみ作業所	就労継続支援B型	768,859	継続	特定加算 I	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	156,840
7	2318500457	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか希望の家	施設入所支援	6,746,292	継続	区分なし	2.1%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,700,064
8	2318500457	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか希望の家	障害者支援施設:生活介護	14,342,059	継続	区分なし	1.7%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,925,780
9	2318500457	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか希望の家	短期入所	967,299	継続	区分なし	2.1%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	243,756
10	2311300020	名古屋市	愛知県	名古屋市	つゆはし作業所	生活介護	3,782,129	継続	特定加算 I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	635,388
11	2311300020	名古屋市	愛知県	名古屋市	つゆはし作業所	就労継続支援B型	1,746,140	継続	特定加算 I	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	356,208
12	2318100019	名古屋市	愛知県	名古屋市	リサイクルみなみ作業所	就労継続支援B型	5,451,418	継続	特定加算 I	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,112,088
13	2318100282	名古屋市	愛知県	名古屋市	トライズ	就労継続支援A型	2,170,022	継続	特定加算 I	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	442,680
14	2318100282	名古屋市	愛知県	名古屋市	トライズ	就労継続支援B型	2,220,718	継続	特定加算 I	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	453,024
15	2318100688	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか通勤寮	自立訓練(生活訓練)	2,143,544	継続	特定加算 I	4.0%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,028,892
16	2318100043	名古屋市	愛知県	名古屋市	ふれあい共同作業所	生活介護	6,237,912	継続	特定加算 I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,047,960
17	2311200089	名古屋市	愛知県	名古屋市	リサイクル港作業所	就労継続支援B型	4,755,126	継続	特定加算 I	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	970,044
18	2311200907	名古屋市	愛知県	名古屋市	みらいろ	生活介護	3,349,572	継続	特定加算 I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	562,728
19	2311200907	名古屋市	愛知県	名古屋市	みらいろ	短期入所	0	継続	区分なし	2.1%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
20	2328100066	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所みなみ	共同生活援助(介護サ ービス包括型)	7,094,900	継続	特定加算 I	1.9%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,617,636
21	2328100058	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所みどり	共同生活援助(介護サ ービス包括型)	6,703,791	継続	特定加算 I	1.9%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,528,464
22	2318501117	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所みどり	短期入所	0	継続	区分なし	2.1%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0

障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等を 除いた)障害福 祉サービス等報 酬総額[円](c)	(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算					福祉・介護職 員等特定処遇 改善加算の見 込額 (c×f×g) [円]
		都道府県	市区町村				新規・ 継続 の別	算定する福 祉・介護職員 等特定処遇 改善加算の 区分	加 算 率 (f)	配置等要件	算定対象月(g)	
23	2321300044	名古屋市	愛知県 名古屋市	ゆたか生活支援事業所ながわ	共同生活援助(介護サ ービス包括型)	4,939,081	継続	特定加算Ⅰ	1.9%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,126,104
24	2328100017	名古屋市	愛知県 名古屋市	ゆたか生活支援事業所なるお	共同生活援助(介護サ ービス包括型)	6,539,484	継続	特定加算Ⅰ	1.9%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,491,000
25	2328100116	名古屋市	愛知県 名古屋市	ゆたか生活支援事業所かさでら	共同生活援助(介護サ ービス包括型)	4,733,148	継続	特定加算Ⅰ	1.9%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,079,148
26	2321100022	名古屋市	愛知県 名古屋市	ゆたか生活支援事業所あつた	共同生活援助(介護サ ービス包括型)	4,829,561	継続	特定加算Ⅰ	1.9%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,101,132
27	2318100365	名古屋市	愛知県 名古屋市	ワークセンターフレンズ星崎	生活介護	2,882,719	継続	特定加算Ⅰ	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	484,296
28	2318100365	名古屋市	愛知県 名古屋市	ワークセンターフレンズ星崎	就労継続支援B型	2,484,325	継続	特定加算Ⅰ	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	506,796
29	2318100365	名古屋市	愛知県 名古屋市	ワークセンターフレンズ星崎	就労移行支援	392,915	継続	特定加算Ⅰ	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	80,148
30	2318100670	名古屋市	愛知県 名古屋市	ライフサポートゆたか	居宅介護	394,337	継続	特定加算Ⅱ	5.5%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	260,256
31	2318100670	名古屋市	愛知県 名古屋市	ライフサポートゆたか	行動援護	793,211	継続	特定加算Ⅱ	5.5%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	523,512
32	2318100670	名古屋市	愛知県 名古屋市	ライフサポートゆたか	同行援護	95,259	継続	特定加算Ⅱ	5.5%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	62,868
33	2318100670	名古屋市	愛知県 名古屋市	ライフサポートゆたか	重度訪問介護	309,472	継続	特定加算Ⅱ	5.5%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	204,240
34	2318101074	名古屋市	愛知県 名古屋市	デイサービス宝南	生活介護	1,153,281	継続	特定加算Ⅰ	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	193,740
35	2318101074	名古屋市	愛知県 名古屋市	デイサービス宝南	自立訓練(生活訓練)	0	継続	特定加算Ⅰ	4.0%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
36	2318101074	名古屋市	愛知県 名古屋市	デイサービス宝南	自立訓練(機能訓練)	0	継続	特定加算Ⅰ	4.0%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
37	2328100215	名古屋市	愛知県 名古屋市	地域生活支援拠点事業所まーぶる	共同生活援助(日中サ ービス支援型)	6,368,070	継続	特定加算Ⅰ	1.9%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,451,916
38	2318101264	名古屋市	愛知県 名古屋市	地域生活支援拠点事業所まーぶる	短期入所	96,700	継続	区分なし	2.1%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	24,360
39	2310800020	愛知県	愛知県 北名古屋市	あかつき共同作業所	生活介護	5,037,615	継続	特定加算Ⅰ	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	846,312
40	2310800152	愛知県	愛知県 北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきり ん	居宅介護	183,157	継続	特定加算Ⅱ	5.5%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	120,876
41	2310800152	愛知県	愛知県 北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきり ん	行動援護	231,306	継続	特定加算Ⅱ	5.5%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	152,652
42	2310800152	愛知県	愛知県 北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきり ん	同行援護	22,006	継続	特定加算Ⅱ	5.5%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	14,520
43	2310800152	愛知県	愛知県 北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきり ん	重度訪問介護	243,209	継続	特定加算Ⅱ	5.5%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	160,512
44	2320800028	愛知県	愛知県 北名古屋市	ゆたか生活支援事業所尾張	共同生活援助(介護サ ービス包括型)	3,125,575	継続	特定加算Ⅰ	1.9%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	712,620
45	2315400107	愛知県	愛知県 設楽町	キラリンとーぶ	障害者支援施設:生活介 護	12,858,608	継続	区分なし	1.7%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,623,152
46	2315400107	愛知県	愛知県 設楽町	キラリンとーぶ	施設入所支援	6,722,068	継続	区分なし	2.1%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,693,956

別紙様式2-4 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人ゆたか福祉会
-----	--------------

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2 (2)①に転記)	33,403,308
--	------------

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり (処遇改善 加算等を除 いた)障害 福祉サービ ス等報酬総 額[円](c)	(3)ベースアップ等支援加算					①福祉・介護 職員等ベー スアップ等 支援加算の 見込額 (c×m×n) [円]	
			都道府県	市区町村				新規・継続 の別	加 算 率 (m)	算定対象月(n)				
1	2318100068	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか作業所	生活介護	7,644,500		1.1%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	1,009,068
2	2318100068	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか作業所	就労継続支援B型	1,267,012		1.3%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	197,652
3	2318100050	名古屋市	愛知県	名古屋市	みのり共同作業所	生活介護	6,568,869		1.1%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	867,084
4	2318100050	名古屋市	愛知県	名古屋市	みのり共同作業所	短期入所	0		2.8%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	0
5	2318500036	名古屋市	愛知県	名古屋市	なるみ作業所	生活介護	9,496,548		1.1%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	1,253,544
6	2318500036	名古屋市	愛知県	名古屋市	なるみ作業所	就労継続支援B型	768,859		1.3%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	119,940
7	2318500457	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか希望の家	施設入所支援	6,746,292		2.8%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	2,266,752
8	2318500457	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか希望の家	障害者支援施設:生活介護	14,342,059		1.1%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	1,893,144
9	2318500457	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか希望の家	短期入所	967,299		2.8%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	325,008
10	2311300020	名古屋市	愛知県	名古屋市	つゆはし作業所	生活介護	3,782,129		1.1%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	499,236
11	2311300020	名古屋市	愛知県	名古屋市	つゆはし作業所	就労継続支援B型	1,746,140		1.3%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	272,388
12	2318100019	名古屋市	愛知県	名古屋市	リサイクルみなみ作業所	就労継続支援B型	5,451,418		1.3%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	850,416
13	2318100282	名古屋市	愛知県	名古屋市	トライズ	就労継続支援A型	2,170,022		1.3%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	338,520
14	2318100282	名古屋市	愛知県	名古屋市	トライズ	就労継続支援B型	2,220,718		1.3%	令和 5 年 4 月	~	令和 6 年 3 月	(12 ヶ月)	346,428

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり (処遇改善 加算等を除 いた)障害 福祉サービ ス等報酬総 額[円](c)	(3)ベースアップ等支援加算						①福祉・介護 職員等ベース アップ等支援 加算の見込額 (c×m×n) [円]					
			都道府県	市区町村				新規・継続 の別	加 算 率 (m)	算定対象月(n)									
										令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月		令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月
15	2318100688	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか通勤寮	自立訓練(生活訓練)	2,143,544		1.8%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	462,996
16	2318100043	名古屋市	愛知県	名古屋市	ふれあい共同作業所	生活介護	6,237,912		1.1%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	823,404
17	2311200089	名古屋市	愛知県	名古屋市	リサイクル港作業所	就労継続支援B型	4,755,126		1.3%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	741,792
18	2311200907	名古屋市	愛知県	名古屋市	みらいろ	生活介護	3,349,572		1.1%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	442,140
19	2311200907	名古屋市	愛知県	名古屋市	みらいろ	短期入所	0		2.8%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	0
20	2328100066	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所みなみ	共同生活援助(介護サービス包括型)	7,094,900		2.6%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	2,213,604
21	2328100058	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所みどり	共同生活援助(介護サービス包括型)	6,703,791		2.6%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	2,091,576
22	2318501117	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所みどり	短期入所	0		2.8%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	0
23	2321300044	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所なかがわ	共同生活援助(介護サービス包括型)	4,939,081		2.6%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	1,540,992
24	2328100017	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所なるお	共同生活援助(介護サービス包括型)	6,539,484		2.6%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	2,040,312
25	2328100116	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所かさでら	共同生活援助(介護サービス包括型)	4,733,148		2.6%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	1,476,732
26	2321100022	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆたか生活支援事業所あつた	共同生活援助(介護サービス包括型)	4,829,561		2.6%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	1,506,816
27	2318100365	名古屋市	愛知県	名古屋市	ワークセンターフレンズ星崎	生活介護	2,882,719		1.1%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	380,508
28	2318100365	名古屋市	愛知県	名古屋市	ワークセンターフレンズ星崎	就労継続支援B型	2,484,325		1.3%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	387,552
29	2318100365	名古屋市	愛知県	名古屋市	ワークセンターフレンズ星崎	就労移行支援	392,915		1.3%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	61,284
30	2318100670	名古屋市	愛知県	名古屋市	ライフサポートゆたか	居宅介護	394,337		4.5%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	212,940
31	2318100670	名古屋市	愛知県	名古屋市	ライフサポートゆたか	行動援護	793,211		4.5%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	428,328
32	2318100670	名古屋市	愛知県	名古屋市	ライフサポートゆたか	同行援護	95,259		4.5%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	51,432
33	2318100670	名古屋市	愛知県	名古屋市	ライフサポートゆたか	重度訪問介護	309,472		4.5%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	167,112

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり (処遇改善 加算等を除 いた)障害 福祉サービ ス等報酬総 額[円](c)	(3)ベースアップ等支援加算					①福祉・介護 職員等ベー スアップ等支 援加算の見込 額 (c×m×n) [円]		
			都道府県	市区町村				新規・継続 の別	加 算 率 (m)	算定対象月(n)					
										令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月		令和5年7月	令和5年8月
34	2318101074	名古屋市	愛知県	名古屋市	デイサービス宝南	生活介護	1,153,281		1.1%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	152,232
35	2318101074	名古屋市	愛知県	名古屋市	デイサービス宝南	自立訓練(生活訓練)	0		1.8%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	0
36	2318101074	名古屋市	愛知県	名古屋市	デイサービス宝南	自立訓練(機能訓練)	0		1.8%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	0
37	2328100215	名古屋市	愛知県	名古屋市	地域生活支援拠点事業所まーぶる	共同生活援助(日中サービス支援型)	6,368,070		2.6%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	1,986,828
38	2318101264	名古屋市	愛知県	名古屋市	地域生活支援拠点事業所まーぶる	短期入所	96,700		2.8%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	32,484
39	2310800020	愛知県	愛知県	北名古屋市	あかつき共同作業所	生活介護	5,037,615		1.1%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	664,956
40	2310800152	愛知県	愛知県	北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきりん	居宅介護	183,157		4.5%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	98,904
41	2310800152	愛知県	愛知県	北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきりん	行動援護	231,306		4.5%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	124,896
42	2310800152	愛知県	愛知県	北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきりん	同行援護	22,006		4.5%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	11,880
43	2310800152	愛知県	愛知県	北名古屋市	あかつきヘルパーステーションはなきりん	重度訪問介護	243,209		4.5%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	131,328
44	2320800028	愛知県	愛知県	北名古屋市	ゆたか生活支援事業所尾張	共同生活援助(介護サービス包括型)	3,125,575		2.6%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	975,168
45	2315400107	愛知県	愛知県	設楽町	キラリンとーぷ	障害者支援施設:生活介護	12,858,608		1.1%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	1,697,328
46	2315400107	愛知県	愛知県	設楽町	キラリンとーぷ	施設入所支援	6,722,068		2.8%	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	2,258,604

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
処遇改善計画書(令和 5 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジンユタカフクシカイ					
法人名	社会福祉法人ゆたか福祉会					
法人所在地	〒 457-0852					
	名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3					
フリガナ	ウカワマサヒコ					
書類作成担当者	宇川賢彦					
連絡先	電話番号	052-698-7356	FAX	052-698-7358	E-mail	ukawa@yutakahonbu.com

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

<input checked="" type="radio"/>	介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	<input checked="" type="radio"/>	介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	<input checked="" type="radio"/>	介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
----------------------------------	------------------------	----------------------------------	-------------------------	----------------------------------	---------------------------------

2 賃金改善計画について<共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の見込額	8,338,500	円
② 賃金改善の見込額 (①の加算の見込額を上回ること)	9,290,750	円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I		要件 II		要件 III	
	処遇改善加算	<input checked="" type="radio"/>	特定加算	<input checked="" type="radio"/>	ベースアップ等加算	<input checked="" type="radio"/>
① 令和 5 年度の加算の見込額	5,949,852	円	1,221,096	円	1,167,552	円
② 賃金改善の見込額 (①の各加算の見込額を上回ること)	(a) 5,996,000	円	(b) 1,575,150	円	(c) 1,719,600	円

【記入上の注意】

- ・ (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

- ・ 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ← 要件 IV

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるとともに、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。
ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることによって算定要件を満たすこととする。

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	5,996,000 円	<input checked="" type="checkbox"/>
②賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 (12 か月)	
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()	
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 正規職員について1人平均月額35,000円(最低16,000円~最高71,600円)給料の引上げを行う。職歴による基本給の増額(3,000~16,000円)、定期昇給の改善 給与表の見直し、非正規職員の積極的な正規化(26年度より2名 30年度新たに1名)等、職歴による初任給加算も新設。夏冬の賞与の改善、引上げ...年間100,000~200,000円 年間3・2ヶ月支給(年額、最低98,000円~最高350,000円)、主任手当15,000円(職務手当)、資格手当の支給継続(介護福祉士5,000円・社会福祉士7,000円など)。非正規職員・パート職員については時間単価を20円~引上(月額最低27,000~最高71,000円)	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 20 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

(2)キャリアパス要件

- 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/>
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。			
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。			
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。			

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/>
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。			
	イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること ●採用時…初任者研修 年間5回 ●2年目…外部研修への積極的な派遣 ●3年目…3年目研修 ●5年目…5年目研修、制度論・実践論などの講義 ●主任研修…登用後2年間の継続研修。各研修ではテーマごとのレポート提出を義務づけており、内容を評価の対象としている。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること ●介護職員初任者研修を法人独自で企画、一定時間の勤務保障と受講料を援助 ●介護福祉士実務者研修を民間業者と協力して、法人内の会場で開催(通信とスクーリング)今年も開催を予定。 ●資格取得者にお祝い金を支給		
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。			

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/>
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。			
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 <input type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。		
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。			

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。⇒4(1)②(カ)に記入)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	1,575,150 円		
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	3.0 人	16.5 人	2.9 人
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	5.3 :	2.9 :	1.8
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	10,087 円	5,519 円	3,426 円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(363,127 円)	(1,092,807 円)	(119,215 円)
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入		230,918 円	150,910 円
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)		3,249,000 円	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 要件VII
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		1 人	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 要件VIII
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複除く)		4 か所	
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	<input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()		

要件V
要件VI

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 (12 か月)	<input checked="" type="checkbox"/>
経験・技能のある介護職員(A)の考え方	①の経験技能のある介護職員の基準は、正規職員の介護福祉士で且つ当法人で10年以上の経験を有する者としている。 (4(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)	<input type="checkbox"/>
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。 ①の経験技能のある介護職員には、月額11,000円の処遇改善手当を支給する。②の「他の介護職員」の内、正規職員には8,000円の処遇改善手当を支給する。非正規職員は昨年度からの継続で全員時間給を30円引上げる。③の「その他の職種」の配分は、平均賃金が②の「他の介護職員」より低い為、②と同じ配分方法とし、非正規職員は一昨年度からの継続で全員時間給を30円引上げる。なお非正規職員で固定給の職員の場合は月額5,000円としている。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
(上記取組の開始時期)	令和 元 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

(3)見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。



ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示
	<input type="checkbox"/> その他 ()

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1)ベースアップ等加算の配分要件

・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

Ⅹ 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計)		1,719,600 円		
②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)				
介護職員	i)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	1,486,800 円		← 要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	1,486,800 円 (123,900 円)	(100.00) %	
その他の職種の	ii)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	232,800 円		← 要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	232,800 円 (19,400 円)	(100.00) %	

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 (12 か月)				
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)	
	上記以外(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()				
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。				
正規職員は月額6,500円処遇改善手当を増額し、特定処遇改善加算を財源とする手当のと合わせ、経験技能のある職員は特定分の手当11,000円と合わせて17,500円、その他の介護職員および、その他の職員は特定分8,000円と合わせて14,500円の処遇改善手当とする。非正規職員で固定給の職員は正規職員に準じて、介護職員・その他の職員ともに処遇改善手当の増額として6,500円、特定処遇改善加算を財源とする手当5,000円と合わせて、11,500円の処遇改善手当を支給する。時間給の非正規職員は、介護職員、その他の職員とともに、基本給を40円引き上げて支給する。特定処遇改善加算を財源とした30円の引上げと合わせて70円を引上げて支給することになる。					
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	令和 4 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)				

6 職場環境等要件について〈処遇改善加算・特定加算〉

【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミニアンケート等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきや悩みを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

7 要件を満たすことの確認・証明〈共通〉

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 4 月 13 日

法人名 社会福祉法人ゆたか福祉会

代表者 職名 理事長

氏名 鈴木 清寛

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について<共通>		
(2)	処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
	特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
	ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	○

3 処遇改善加算の要件について		
(1)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○
(2)	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること	○
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること	○
	具体的な取組内容が記入・選択されていること	○
	処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること	○
	具体的な仕組みの内容が選択されていること	○

4 特定加算の要件について		
(1)	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	○
	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること	○
	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	○
	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	○
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	○
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○
	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	○
(3)	見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	○

5 ベースアップ等加算の要件について		
(1)	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	○
	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	○
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>		
	処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	○
	特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	○

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>		
	必要な項目が全て選択されていること	○

別紙様式2-2 介護職員処遇改善加算(施設・事業所別個表)

法人名 **社会福祉法人ゆたか福祉会**

処遇改善加算額(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)①に転記) **5,949,852**

介護保険事業所番号	指定権者名	都道府県 市区町村		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	処遇改善加算			算定対象月 (d)	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	
		新規・継続の別	算定する処遇改善加算の区分					加算率 (c)					
1	2371201514	名古屋市	愛知県	名古屋市	デイサービス宝南	通所介護	237.631	10.68	継続	加算Ⅰ	5.9%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	1,796,796
2	2371201514	名古屋市	愛知県	名古屋市	デイサービス宝南	通所型サービス(総合事業)	21.059	10.68	継続	加算Ⅰ	5.9%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	159,168
3	2391200033	名古屋市	愛知県	名古屋市	グループホーム宝南の家	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	196.631	10.68	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	2,797,212
4	2391200033	名古屋市	愛知県	名古屋市	グループホーム宝南の家(短期利用型)	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	0	10.68	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	0
5	2371202751	名古屋市	愛知県	名古屋市	ライフサポートゆたか	訪問介護	63	11.05	継続	加算Ⅰ	13.7%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	1,188
6	23A1200402	名古屋市	愛知県	名古屋市	ライフサポートゆたか	訪問型サービス(総合事業)	0	11.05	継続	加算Ⅰ	13.7%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	0
7	2376300303	東三河広域連合	愛知県	設楽町	デイサービスなぐら	地域密着型通所介護	152.519	10.14	継続	加算Ⅰ	5.9%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	1,094,988
8	2376300303	東三河広域連合	愛知県	設楽町	デイサービスなぐら	通所型サービス(総合事業)	14.008	10.14	継続	加算Ⅰ	5.9%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	100,500
9												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
10												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
11												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
12												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
13												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
14												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
15												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
16												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
17												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
18												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
19												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	
20												令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	

別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人ゆたか福祉会

ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)①に転記) 1,167,552,000

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 単位数 【単位】 (a)	1単位あ たりの単 価[円] (b)	新規・ 継続 の別	加 算 率 (%)	算定対象月 (m)	介護職員等ベ ースアップ等支 援加算の見込額 (a×b×l×m) 【円】
		都道府県	市区町村								
1	2371201514	名古屋市	愛知県 名古屋市	デイサービス宝南	通所介護	237.631	10.68	継続	1.1%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	335,004
2	2371201514	名古屋市	愛知県 名古屋市	デイサービス宝南	通所型サービス(総合事業)	21.059	10.68	継続	1.1%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	29,724
3	2391200033	名古屋市	愛知県 名古屋市	グループホーム宝南の家	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	196.631	10.68	継続	2.3%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	579,660
4	2391200033	名古屋市	愛知県 名古屋市	グループホーム宝南の家(短期利用型)	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	0	10.68	継続	2.3%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	0
5	2371202751	名古屋市	愛知県 名古屋市	ライフサポートゆたか	訪問介護	63	11.05	継続	2.4%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	264
6	23A1200402	名古屋市	愛知県 名古屋市	ライフサポートゆたか	訪問型サービス(総合事業)	0	11.05	継続	2.4%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	0
7	2376300303	東三河広域連合	愛知県 設楽町	デイサービスなぐら	地域密着型通所介護	152.519	10.14	継続	1.1%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	204,168
8	2376300303	東三河広域連合	愛知県 設楽町	デイサービスなぐら	通所型サービス(総合事業)	14.008	10.14	継続	1.1%	令和5年4月~令和6年3月(12ヶ月)	18,732
9										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
10										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
11										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
12										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
13										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
14										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
15										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
16										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
17										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
18										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
19										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
20										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	